

令和6年度日向市集団指導資料
(地域包括ケア推進係担当分)

令和6年7月

1 介護保険法

(目的)

第一条 (略)入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む**ことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険) 第二条

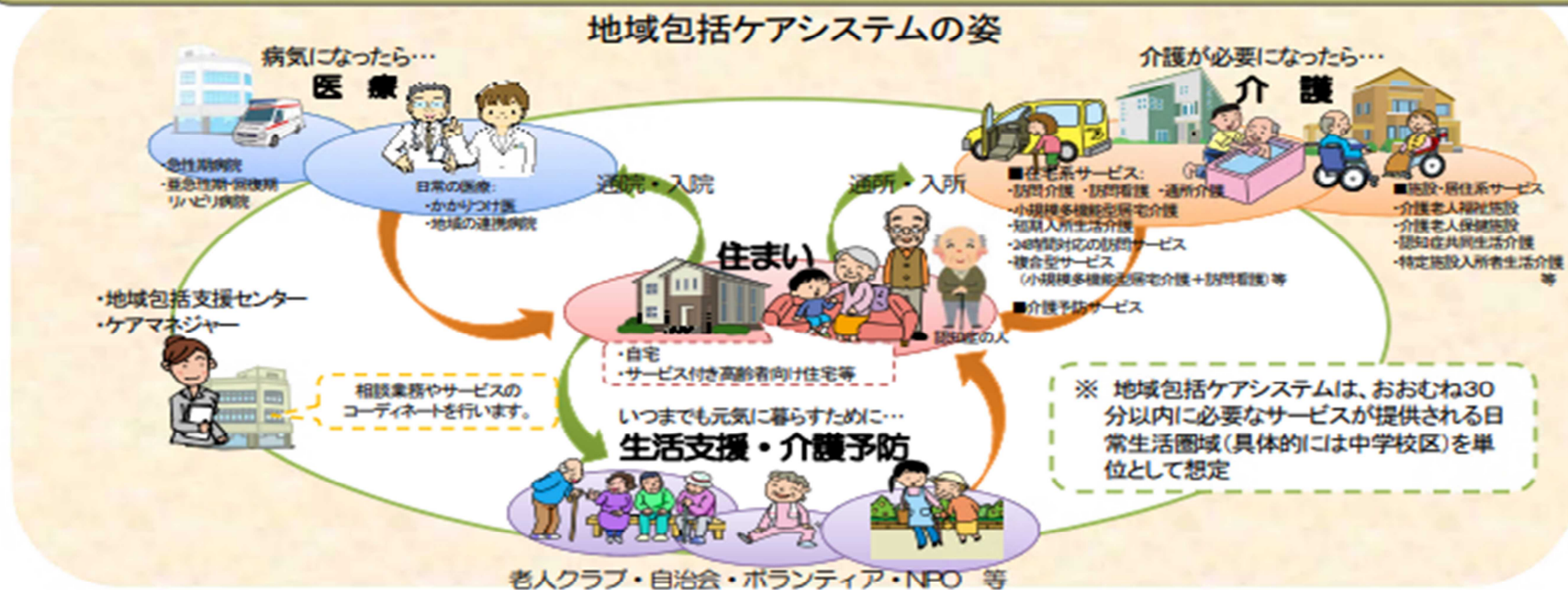
- 2 前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止**に資するよう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、**適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が、多様な事業者又は施設から、**総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その**居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む**ことができるように配慮されなければならない。

(国民の努力及び義務)

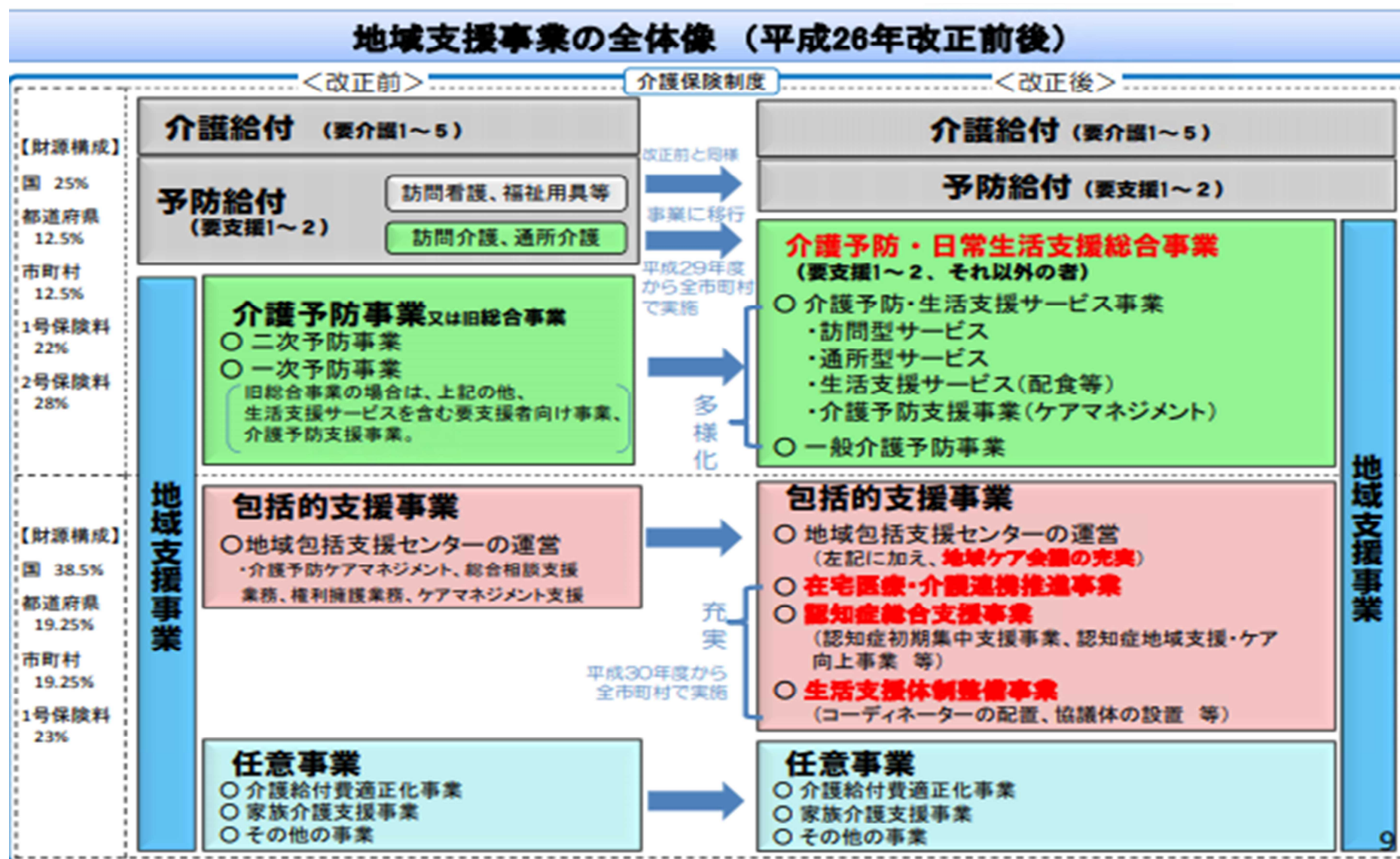
第四条 国民は、**自ら要介護状態となることを予防**するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努め**るとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その**有する能力の維持向上に努め**るものとする。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



3 地域支援事業の全体像



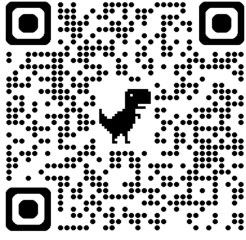



4 地域包括ケア推進係所管事務

番号	事業名	事業概要	備考
1	訪問型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)	①現行の訪問介護 ②訪問型サービスC (短期集中予防サービス) ・栄養改善型 ○委託先：県栄養士会 ・口腔機能向上型 ○委託先：ほり歯科医院	
2	通所型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)	①現行の通所介護 ②通所型サービスC (短期集中予防サービス) ○委託先： ・リハビリステーション アワダホーム (アワダホーム) ・ご長寿ケアのたちぬい集中コース (立縫会) ・牧水元気クラブ (玉峰会) ・ウサギのレッスン (あったかほーむ愛あい) ・グーリーのリハビリ教室 (かい外科整形外科) ・三股病院デイケア杏林館 (三股病院) ・未来図サテライト (WONDER 未来図) ・瀧井病院 (慶城会瀧井病院) ※新規受け入れ停止中	
3	その他の生活支援サービス (介護予防・生活支援サービス事業) ※申請必要書類 「日向・東白杵 医療・介護地域資源リスト」 (9ページ参照) 及び地域包括ケアシステム に掲載あり	①栄養改善を目的とした配食 ○委託先：共栄調剤薬局 ○メニュー ・カロリー調整 (低栄養) 療養食 ・糖尿病療養食 ・透析療養食 ・ムース食 ・カロリー調整 (過体重) 療養食 ・たんぱく・塩分調整療養食 ・やわらか食 ・胃潰瘍療養食	

		<ul style="list-style-type: none"> ・高たんぱく食 ②見守り型配食サービス事業 ○委託先： <ul style="list-style-type: none"> ・社 協：富高地区、塩見地区、財光寺地区、日知屋本郷地区、日知屋枝郷地区、東郷地区（福瀬：鳥川、鶴戸木を除く） ・立縫会：平岩地区、南部地区（寺迫区を含む）、東郷地区(福瀬：鳥川、鶴戸木) 	
4	地域リハビリテーション活動支援事業 （一般介護予防事業）	<p>地域における介護予防・重症化予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場、高齢者宅への直接支援等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。</p> <p>○依頼先：主にPT・OT</p>	
5	住民主体型一般介護予防事業 （一般介護予防事業） ①住民主体型介護予防教室(いきいき百歳体操) ②住民主体型介護予防教室(いきいきサロン)	<p>①住民主体型介護予防教室運営支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の介護予防教室の組織化事業 ・住民主体の介護予防教室の初期支援事業 ・住民主体の介護予防教室の継続実施に向けたフォローアップ事業 ・関連備品等の貸し出し・提供事業 等 <p>○委託先：日向市社会福祉協議会</p> <p>②住民主体型介護予防教室（サロン等）運営支援事業業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等が主体となった介護予防教室の組織化事業 ・認知症サロン等の組織化事業 ・サロン等の継続実施に向けたフォローアップ事業 ・関連備品等の貸し出し・提供事業 等 <p>○委託先：日向市社会福祉協議会</p>	
6	行政主体型一般介護予防事業 （一般介護予防事業） ※重層的支援体制整備事業として実施	<p>介護福祉士等の専門職による介護予防教室</p> <p>○委託先：・身体ケアセンター アワダホーム（アワダホーム） ・これから挑戦！心身の力元気塾（立縫会）</p>	

	(令和4年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・牧水よりあいクラブ（玉峰会） ・フリーの介護予防教室（かい外科整形外科） ・奈須接骨院体操教室（ラフィネ） ・未来図サテライト（WONDER 未来図） 	
7	<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 （包括的支援事業）</p> <p>※重層的支援体制整備事業として実施 （令和4年度～）</p>	<p>地域包括支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号介護予防支援事業（総合事業対象者へのプラン作成） ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・指定介護予防支援（要支援者へのプラン作成） <p>○委託先：各地域包括支援センター法人</p>	
8	在宅医療・介護連携推進事業 （包括的支援事業）	<p>地域における医療・介護の関係機関が連携し、高齢者に対する包括的かつ継続的な一体的在宅医療・介護の提供</p> <p>○在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <p>①在宅医療・介護連携事業者情報WEBの運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療・介護資源サービスの把握 ・切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進 ・医療・介護関係者の情報共有支援 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 <p>②日向・東臼杵市町村振興協議会福祉部会医療介護連携専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 	9頁参照
9	<p>認知症総合支援事業 （包括的支援事業）</p> <p>※市ホームページ</p>	<p>①認知症地域支援体制構築等推進事業業務委託</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で生活を継続する共生社会の実現を目指し、医療及び介護、生活支援を行うネットワークの形成、認知症の人やその家族等への効果的な支援を推進する。</p>	15頁参照

	<p>「認知症の人にやさしいお店♡事業所」</p>  <p>「コミュニティカフェ」</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ設置・運営（4箇所） ・認知症地域支援体制推進会議の開催（3～4回程度／年） ・認知症地域支援推進員を中心とした地域における支援体制の構築 ・認知症サポーター養成講座の実施（サポーター数約9,500名） ・認知症フォーラムの開催開催及びサポーターの活動支援 ・認知症の人にやさしい図書館・本の処方箋プロジェクト ・認知症の人にやさしいお店♡事業所 ・傾聴ボランティア 等 <p>○委託先 日向市社会福祉協議会</p> <p>②認知症初期集中支援チーム業務委託</p> <p>認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する</p> <p>○委託先 医療法人向洋会協和病院</p>	
10	<p>生活支援体制整備事業 （包括的支援事業）</p> <p>※重層的支援体制整備事業として実施 （令和4年度～）</p> <p>※市ホームページ</p> <p>「地域活動ガイド」</p> 	<p>専門スタッフによる支援だけに頼らない、地域で支える仕組みづくりの整備を目指し、圏域毎に生活支援サービスコーディネーターの配置するとともに、住民主体の介護予防事業の創設、サービスの担い手の養成、圏域別地域ケア会議などを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の一般介護予防教室の創設・運営 ・圏域別地域ケア会議の実施 ・協議体の運営 ・生活支援サポーター（担い手）の養成 ・地域資源の把握・運用・更新及び資源マップ等の作成 ・高齢者を地域で支える有効な対策・体制等の構築 <p>○委託先：日向市社会福祉協議会</p>	

1 1	<p>地域ケア会議推進事業 (包括的支援事業)</p> <p>「地域ケア個別会議の見学(視聴)案内」</p> 	<p>・ 2週間に1回程度開催(1回あたり3事例程度)</p> <p>○効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター職員等のスキル向上 ・ 地域課題の抽出及び課題に応じたサービスの構築 ・ 専門職による悪化・リスク軽減につながる介護予防サービス助言 	
1 2	<p>家族介護者教室開催事業 (任意事業)</p>	<p>高齢者を介護している家族や援助者等に対し介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるため、家族介護者教室を開催する。</p> <p>○委託先：各地域包括支援センター法人</p>	
1 3	<p>福祉用具事業</p>	<p>福祉用具の購入・貸与にあたって、費用を一部助成することにより、生活機能全般の維持向上と高齢者の介護予防・重症化予防による健康寿命の延伸を目指す。</p> <p>①日向市介護保険福祉用具購入費支給事業 (介護保険事業)</p> <p>②日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業 (市独自事業)</p> <p>③日向市総合事業対象者に対する福祉用具貸与事業(市独自事業)</p>	<p>令和6年度 集団指導【福祉用具】参照</p>
1 4	<p>ポケットステーション(市独自事業)</p>	<p>栄養及び口腔ケアの相談・助言窓口を設置し、必要に応じて訪問指導を実施することにより、高齢者の栄養改善・口腔状態の低下を予防し、QOLの維持・向上を図る。</p> <p>①栄養 ○窓口：高齢者あんしん課</p> <p>②口腔 ○委託先：ほり歯科医院</p>	

(1) 在宅医療・介護連携(入退院調整ルール、地域資源リスト)

■日向・東臼杵地域 入退院支援のためのコミュニケーションハンドブック (Ver.3.0)

(1) 目的

入退院というライフイベントに関わる「医療関係者のスタッフ」と「介護支援専門員等」間の円滑な情報共有やコミュニケーションが円滑に行われ、地域で暮らす高齢者やその家族が困らないようにすることを目的として作成されています。

(2) 内容

高齢者の入退院支援を円滑に行うための「解決策」

(様式1) 医療・介護連携情報共有連絡票【利用者の照会・相談等】

(様式2) 医療・介護連携情報共有連絡票【担当介護支援専門員の連絡】

(様式3) 医療・介護連携情報共有連絡票【利用者情報提供】

(3) 取得方法

・宮崎県ホームページ ・日向保健所ホームページ ・日向・東臼杵地域 医療・介護地域資源リスト

■日向・東臼杵地域 医療・介護地域資源リスト

(1) 目的

医療と介護の関係者が、連携に必要な情報等を提供し、照会先や協力依頼先の情報を適切に選択し連携することを目的にWEBサイトにて運用しています。

(2) 内容

- ・医療機関、薬局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所等の連携窓口等の情報
- ・資料集(医療・介護連携情報共有連絡票、サービス提供事業者用アセスメントマニュアル、各事業申請に必要な様式、インフォーマル資源等の情報)

(3) ログイン方法

情報公開ページ 【閲覧用】 <https://www.hyugachiiki-iryorenkei.jp/>

【情報入力用】 https://www.hyugachiiki-iryorenkei.jp/hik_admin/

- ① 情報公開ページ【閲覧用】の URL を直接入力し、情報公開ページを開く。
- ② 各事業所に配布されている「WEB サービス登録証」の ID、パスワードを入力し、ログインする。

※情報公開ページは、非公開となっており、関係者のみの利用となっています。

ログインする場合は、直接 URL を入力してページを開いてください。

(4) その他

- ・各機関の情報は、【情報入力用】の URL からログインし、入力をしてください。
- ・登録情報に変更が生じた場合は、すみやかに情報の更新をお願いします。

(2) 福祉用具事業

■福祉用具関連事業

目的

福祉用具の購入・貸与にあたって、費用を一部助成することにより、生活機能全般の維持向上と高齢者の介護予防・重症化予防による健康寿命の延伸を目指す。

【日向市介護保険福祉用具購入費支給事業】

(1) 対象者

介護保険の被保険者であって、現在認定を受けている方

(2) 購入費支給の対象物品（下記に加えて令和6年度からは選択制対象用具も対象です。詳細は令和6年度 集団指導【福祉用具】をご参照ください）

- ① 腰掛便座
- ② 入浴補助用具（入浴用いす、入浴用手すり、浴室内いす、入浴用介助ベルト等）
- ③ 簡易浴槽
- ④ 自動排泄処理装置の交換部品
- ⑤ 移動用リフトのつり具部分

⑥ 排泄予測支援機器

(3) 申請～支給までの流れ

①市へ申請→②内容審査→③可否決定後、支給決定通知書の送付→④用具購入→⑤市へ請求→⑥支給（事業所の口座に振込）

(4) 提出書類

<申請時>

- ①介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入事前審査依頼書兼福祉用具購入費支給申請書
- ②受領委任払用委任状（該当者のみ）
- ③見積書
- ④当該福祉用具の内容がわかるもの（パンフレット等）

<変更・取下時>

- ①福祉用具購入事前申請内容変更申出書

<請求時>

- ①請求書 ②領収書

(5) 支給額

申請者の介護負担割合に応じた額（7～9割）

(6) 介護給付適正化の考え方に基づいた事前審査

令和22（2040）年には、高齢化率が39.3%に達するとともに、高齢化に伴う介護認定者数の増加により、介護給付費もますます増加する見込みとなっています。このような中、介護サービスを必要とする高齢者へ過不足のないサービスが適切に提供されるために「介護給付適正化事業」を実施し、その中でも福祉用具購入については、事前審査制度を導入し、必要以上の福祉用具が購入されないよう、その必要性について十分な審査を行い、給付の適正化を図っています。

<審査における考え方>

利用者の心身状況（生活動作、疾患、意欲等）、環境状況（家族、家屋、動線等）などを聞き取り、精査します。

(例) 用具が必要 → 理由は？ → 疾患により既存の入浴椅子では姿勢保持と立ち上がりができない、リハビリをしても改善されない → 一人で

入浴するためには用具が必要

<申請書の記入>

・申請書の「福祉用具が必要な理由」には、次の記載例を参考にし、「介護者」、「福祉用具が必要になった経緯」、「総合的課題【個人・環境因子】」を簡潔に記載してください。

(例1：ポータブルトイレの購入)

妻同居。R5.1.28 自宅転倒。2.2 に病院受診、腰椎圧迫骨折の診断。転倒骨折により生活機能が大幅に低下。腰痛による生活不活発から活動量低下し、下肢筋力・体幹バランス低下。トイレまで距離があり、妻の過介護もある。以上のことからトイレに一人でいけないため、ポータブルトイレが必要。

(例2：シャワーチェアの購入)

妻、長男嫁と同居。R4.12 月右ラクナ梗塞診断、入院し、R5.5.15 退院。右ラクナ梗塞後遺症による上下肢の麻痺が著名。

【個人因子】右ラクナ梗塞後遺症による左不全麻痺によりバランス能力低下【環境因子】既存の椅子では高さが低い、トイレまで距離がある

- ・申請日(例 窓口に提出した日)の日付の記入をお願いします
- ・申請者は、福祉用具事業者ではなく「被保険者本人」となります。

(7) 介護保険福祉用具購入・貸与における取扱について

別添「介護保険福祉用具購入・貸与における取扱について」のとおりです。

【日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業】※別紙「令和6年度 集団指導【福祉用具】」をご参照ください。

(1) 対象者

要支援認定者、総合事業対象者

(2) 購入費支給の対象物品※別紙「令和6年度 集団指導【福祉用具】」をご参照ください。

①手すり ②スロープ ③入浴補助用具 ④歩行器 ⑤歩行補助杖 ほか

※③総合事業対象者のみ ※④要支援認定者のみ ※対象品はすべて、工事を伴わないものに限定する

(3) 申請～支給までの流れ

①クイック会議→②市へ申請→③支給決定通知書の送付→④用具購入→⑤市へ請求→⑥支給（事業所の口座に振込）

(4) 提出書類

<申請時>

- ①日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事前審査依頼書兼助成金交付申請書
- ②受領委任払用委任状（該当者のみ）
- ③見積書
- ④当該福祉用具の内容がわかるもの（パンフレット等）
- ⑤生活機能評価表、総括表及びケアプラン等

<変更・取下時>

- ①日向市福祉用具購入費助成事前審査内容変更申出書
- ②日向市福祉用具購入費助成内容取下書

<請求時> ※購入後、30日以内に提出

- ①日向市福祉用具購入費助成金請求書（※書式変更）
- ②領収書及び内訳書
- ③福祉用具の写真

(5) 支給額

申請者の介護負担割合に応じた額（7～9割） ※算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする ※限度額10万円

【日向市介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対する福祉用具貸与事業】

(1) 対象者

総合事業対象者

(2) 購入費支給の対象物品

①手すり ②スロープ ③歩行補助杖 ほか ※入浴補助用具は対象外 ※対象品はすべて、工事を伴わないものに限定する

(3) 申請～支給までの流れ

①クイック会議→②市へ申請→③支給決定通知書の送付→④用具貸与→⑤市へ請求→⑥支給（事業所の口座に振込）

(4) 提出書類

<申請時>

- ①福祉用具貸与事業事前審査依頼書兼助成金交付申請書
- ②受領委任払用委任状（該当者のみ）
- ③見積書
- ④当該福祉用具の内容がわかるもの（パンフレット等）
- ⑤生活機能評価表及びケアプラン等

<変更・取下時> ※いずれかを提出

- ①福祉用具貸与事業事前審査内容変更申出書
- ②福祉用具貸与事業内容取下書

<請求時> ※貸与後、30日以内に提出

（初回）

- ①福祉用具貸与事業助成金請求書 ②領収書（最初の1月分）及び内訳書 ③福祉用具の写真

（2回目以降）

- ①請求書

(5) 支給額

購入費の負担割合に応じ、7～9割の額 ※算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

(6) 助成期間

事前審査済み決定通知日の属する月から11月後までとする。

(3) 認知症総合支援事業

■日向市認知症ケアパス

(1) 目的

「いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまち」を基本目標に、地域の実情に応じ、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもので認知症の人とその家族や支援者をサポートすることを目的とし、作成されたものです。

(2) 取得方法

- ・日向市高齢者あんしん課
- ・日向市社会福祉協議会
- ・日向市ホームページ
- ・市内各包括支援センター

(3) その他

配布用に必要な場合は、お知らせ下さい。

■チームオレンジ

(1) チームオレンジとは

認知症サポーターの近隣チームによる認知症の人の悩みや家族への心理面・生活面の早期支援とともに、認知症の人や家族を含む地域の集い、シニア世代の介護予防、認知症への理解の深化、専門機関へのつなぎ、世代間交流等に寄与することが期待される。地域の特性を勘案し、生活支援ニーズ等を協議し、活動を展開する。

※認知症施策推進大綱では、2025年（令和7年）には全市町村で整備することを目標としています。

(2) 日向市の取り組み

コミュニティカフェを中心に、チームオレンジの立ち上げを計画しています。

市では、コミュニティカフェを中心とし、令和4年度にステップアップ講座を開催し、チームオレンジを立ち上げています。

あれ!?

もの忘れかな? 認知症かも... と思ったら...

20問の問診に答えるだけで、身近な人の認知症のリスクを簡易的に確認できます。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での不安としてみて参考にしてください。

「もの忘れがひどい」

- 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・言う・する
- しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 財布・鍵・衣類などを盗まれたと人を疑う

「判断・理解力が衰える」

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

「時間・場所がわからない」

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道でも迷うことがある

「人情が変わる」

- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りにへの気づかいがなくなり頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

「不安感が強い」

- ひとりにになると怖がったり寂しがったりする
- 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が衰えた」と本人が訴える

「意欲がなくなる」

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ふさぎ込んで何をするのも億劫がりがえる



チェックマーク0-1 そんなに心配することはないと思われますが、心配の方は専門機関にご相談されることをおすすめします。
 チェックマーク2-3 ご心配でしたら、専門機関にご相談されることをおすすめします。
 チェックマーク4以上 専門機関にご相談されることをおすすめします。

あなたのまちの 地域包括支援センター

認知症のことや、日常生活のこと、困ったこと、わからないことは相談して、「不安」を「安心」に変えましょう。高齢者の暮らしをよく知る保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員が相談・サポートを行います。

中央地域包括支援センター

担当地区
 新町全区/富貴全区/佐良全区/日向港本郷(上原、下原、高砂、新生町)
 ☎59-8518 大宇宮高548-1



日向港東郷包括支援センター

担当地区
 海島全区/日向港本郷(赤江、紅島、全羅池、曾根、海一方、菟原、福池)/日向港快楽地区
 ☎50-9505 江良町4-89-1



財光寺地域包括支援センター

担当地区
 財光寺全区
 ☎66-1066 財光寺1181-24



南部地域包括支援センター

担当地区
 平岩全区/南部全区(寺脇含む)
 ☎58-1106 美々津町4074



東郷地域包括支援センター

担当地区
 東郷全区
 ☎69-3367 東郷町山鹿丙1418-1



担当包括支援センターが分からない場合は、日向市高齢者あんしん課 ☎69-1022(直通)へご連絡ください。



相談を受ける際のポイント

医療機関受診の際は必ず予約と保険証を忘れずに...

受診時にあらかじめ下記のことをまとめておくとう便利です。
ぜひご用意ください。

家で着るだけ本人状況がわかる人が付き添いましょう



気になる症状はいつごろから、どのようなことで気づきましたか?	例)3ヶ月のい前から何度も同じことを言うようになった		
今、困っていること	例)車の飲み忘れ		
これまでにかかった病気	病名	いつごろ	病院名
現在治療中の病気	病名	いつごろ	病院名
かかりつけ医			
家んでいる家			
受診時に付き添いできる人	氏名	関係	
連絡先			
受診時に相談しておきたいことなど			



ひよこっと支え隊!

認知症の人やその家族や支援者をサポートする日向市の認知症ケアの仕組み

居場所

高齢者の高い場や低い場があります。
介護予防教室(いきいき百歳体操)
高齢者クラブ
自治公民館地域活動
ふれあいいきいきサロン
認知症の人にやさしい図書館
コミュニティカフェ
認知症カフェ



＜コミュニティカフェ＞

□認知症の人にゆっくり話し、明るく対応、温かく見守る

見守り・サポート

仕組みやサービスのほか、温かく見守ってくれる地域ボランティアや認知症サポーターがいます。



＜認知症サポーター＞

□将来を見据える(住居、医療、介護など)

□日本人の意見を聞いておく

□認知症の相談窓口を知っておく

民生委員児童委員
地域福祉推進員(地域福祉部)
高齢者見守りネットワーク
SNSネットワークひょうが
福祉ボランティア
認知症の人にやさしいお店♡事業所
かかつづけ区・歯科・薬局
認知症初期集中支援チーム
生活支援サポーター

□もの忘れが覚えるが、自覚もある

□計算間違いなどが頻る



□年齢のせいでもう知ることがあれば早めに病院へかかろう
かかつづけ区・専門医に相談する

□新しいことがなかなか覚えられない

□認知症予防には運動や人の交流が大切。

□認知症の場へ参加し、

□認知症サポーター養成講座を受けるなど、認知症に対する正しい知識・知恵を持っておきましょう!

□介護やヘルパーがうまくいかない

□訪問や泊りの介護サービスを検討する

□金銭管理や権利保護、成年後見制度などを検討する

□介護サービスを検討する

□介護サービスを受ける

□本人ができないことをきかずにサポートする

□見守る人を増やす(民生委員児童委員、知人、友人、自治会など)

自立

家族の心得

軽度

中重度

重度

元氣

思いやり

本人の様子

家族の心得

軽度

中重度

重度

元氣

思いやり

本人の様子



こんき

医療

認知症の進行により専門医のサポートや在宅医療の活用も検討しましょう。



精神科
脳神経外科
認知症疾患医療センター

介護・住まい

本人の意向や心身状況に合わせて、自立生活に向けた介護サービスや住まいについて、介護・福祉の各専門職と一緒に考えましょう!

介護老人保健施設	ショートステイ(短期入所)	養護老人ホーム	介護支援専門員(ケアマネジャー)
介護老人福祉施設	小規模多機能居宅介護	有料老人ホーム	訪問介護・リハビリ・看護・入浴
介護療養型医療施設	住宅改修・福祉用具貸与	グループホーム	通所介護・リハビリ



ゆき



＜福祉ボランティア＞

金銭管理

認知症になっても自立した生活が送れるようお金や印鑑、通帳などの管理、福祉サービスの手続き、法律行為の代行などを行います。

日常生活自立支援事業
成年後見制度

認知症のこと、どこに相談したらいいの?

近くの「地域包括支援センター」に行ってみよう!

高齢者の皆さんの介護や福祉、健康、医療などの生活課題を総合的に支えようと設置されたのが「地域包括支援センター」です。

成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害など、さまざまな権利に関する問題にも対応します。

こんな不安や心配ごとがあったらぜひご相談ください!

- どこに受診したらよいかわからない
- 認知症の人への接し方を学びたい
- 介護者同士で交流したい
- 活用できる介護サービスを知りたい
- 受診に連れて行きたいが、本人が拒んでいる
- 「近所の高齢者の顔にアザが…」虐待では?
- 悪質な訪問販売に引っかかってしまった
- 通帳をよくなくす。勝手に管理してもらえないか

※詳細の情報は裏面に記載しています。



あけ

進んでいます! 認知症のサポート活動!

日向市には「認知症サポーター」、「福祉ボランティア」、「認知症の人にやさしいお店♡事業所」などの地域の見守り活動の場としての「介護予防教室」、「コミュニティカフェ」などの地域支援が広がり、高齢者が元気でいきいきとした生活を送れるように支援を行っています。

認知症サポーターになろう!

認知症は誰もがなる可能性のある身近な病気です。認知症を理解し、本人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を受講してみませんか?



日向市社会福祉協議会 電話 2572へご連絡ください。